

事務連絡
令和2年12月24日

各高齢者福祉施設長様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

社会福祉施設等の感染者発生時における初動体制構築指導事業への
感染管理認定看護師等の派遣について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、12月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内の高齢者福祉施設等において複数のクラスターが発生していることから、陽性患者（疑い例含む）発生直後から施設内の感染拡大防止策を図る必要性があり、公益社団法人兵庫県看護協会の協力の下、下記のとおり、県内の感染管理認定看護師等を当該施設に派遣し、初動体制構築を指導する事業を実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、必要に応じて本事業の活用を御検討いただきますようお願いいたします。

記

1 派遣する看護師

県内の感染管理認定看護師や感染症看護専門看護師、それに準ずる知識を有する看護師

2 派遣先

県内の社会福祉施設等の入所施設

3 派遣期間及び派遣人数

1施設あたり、原則3日程度、2人程度とする。

4 活動内容

施設内における具体的な感染拡大防止対策の指導（陽性者等の隔離方法、職員の感染防止策等）

5 派遣依頼

公益社団法人兵庫県看護協会までお問い合わせください。

受付電話番号（平日 9:00～17:30）

090-1029-1741 または 078-341-0190（代表）

※ ご相談に対し、できる限り派遣できるよう調整をいたしますが、所属元の医療機関における業務上、派遣が困難な場合もございますことをご了承ください。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系 : 2950、2951、2943 e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

社会福祉施設等における感染者発生時の感染管理認定看護師等の派遣支援

1 制度概要

県内の社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症患者（疑い含む）発生時において、施設内での感染拡大を防ぐため、施設等からの依頼により公益社団法人兵庫県看護協会（以下、「看護協会」）と連携して、当該施設等に感染管理認定看護師（※）等を派遣し、クラスター化を防ぐ初動の体制構築の支援を行う。

※ 感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師：感染管理において熟練した看護技術及び知識を有することの認定を受けた看護師（県内認定看護師数：84人、専門看護師：1人）

2 派遣内容

(1) 派遣する看護師

県内の感染管理認定看護師や感染症看護専門看護師、それに準ずる知識を有する看護師のうち、本人及び所属から派遣にかかる同意が得られた者

(2) 派遣先

県内の社会福祉施設等の入所施設

(3) 派遣期間及び派遣人数

1施設あたり、原則3日程度、2人程度とする。

(4) 活動内容

施設内における具体的な感染拡大防止対策の指導（陽性者等の隔離方法、職員の感染防止策等）

(5) 派遣の流れ

- ① 看護協会は、派遣可能な感染管理認定看護師等の登録リストの作成。
- ② 派遣を要請する施設は、看護協会へ派遣調整を依頼。
- ③ 看護協会は、登録リストから派遣可能な看護師を調整。
- ④ 看護協会は、兵庫県へ1施設毎に事業申請書及び事業報告書を提出。
- ⑤ 兵庫県が派遣する看護師に謝金及び旅費を支給。

<派遣スキーム>

